感染対策対応マニュアル

1. 目的

本マニュアルは、感染症の予防および拡大防止に取り組み、利用児童・保護者・職員の健康と安全を確保することを目的とする。

2. 基本方針

・感染症は「持ち込まない・広げない・持ち出さない」ことを基本とする
・児童の健康状態を日常的に把握し、早期対応を行う
・正しい知識に基づき、組織的に感染対策を実施する
・関係機関や保護者と連携し、適切に対応する

3. 感染症の理解

本マニュアルにおける感染症とは、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、ノロウイルス、溶連菌感染症等、事業所内での集団感染の恐れがある疾病をいう。

4. 日常の感染予防対策

(1) 手洗い・消毒

・来所時、食事前後、トイレ後、外出後は手洗いを徹底する
・必要に応じてアルコール消毒を行う
・児童の年齢や特性に応じて職員が支援する

(2) 健康観察

・来所時に体温、体調、顔色等を確認する
・発熱や体調不良が見られる場合は、無理に利用させない

(3) 環境整備

・室内の換気を定期的に行う
・玩具や共有物は定期的に消毒・清掃を行う

5. 体調不良・感染症が疑われる場合の対応

(1) 事業所内で症状が出た場合

・速やかに他児と距離を取り、安静にさせる
・管理者へ報告し、保護者へ連絡する

（2）医療機関受診等

・必要に応じて受診を勧める

・症状や診断結果について保護者から情報を得る

6. 感染症発生時の対応

・感染者または感染が疑われる者が確認された場合は、管理者を中心に対応する

・必要に応じて関係機関へ相談・報告する

・事業所内の消毒や環境整備を強化する

7. 出席停止・利用自粛の対応

・感染症の種類や医師の指示に基づき、利用の可否を判断する

・保護者へ丁寧に説明し、理解を得る

8. 職員の健康管理

・職員自身の体調管理を徹底する

・体調不良時は無理に勤務せず、管理者へ報告する

・感染拡大防止の観点から適切に対応する

9. 記録と報告

・感染症に関する対応状況を記録する

・必要に応じて職員間で情報共有を行う

・１週間に１０人以上又は全利用者数の半数以上の患者が発生したときは行政に電子申請

10. 職員の役割

・感染対策の重要性を理解し、日常業務に反映する

・児童や保護者へ分かりやすく説明を行う

・不明点がある場合は、管理者へ相談する

11. 見直し・改善

・感染症の流行状況や事案を踏まえ、定期的に見直しを行う

・法令やガイドラインの変更に応じて内容を更新する

２０２３年４月１日　作成

２０２６年４月１日　更新